

答 申 書

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

改めて、「広報うきは」が公文書でないとする根拠となる公文書は存在しないという公文書不存在決定を行うべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- (1) ○○○○○○○○にうきは市内に配布された、「広報うきは ○○○○○○○○」において、○○○と紹介する記事が掲載された（以下「本件記事」という。）。
- (2) 令和元年8月5日、審査請求人は、うきは市情報公開条例（平成17年条例第8号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「公開の請求の目的」として、その1として『「広報うきは」が、うきは市の公文書でないとする根拠の説明」を求める。その2として『「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の事実の開示」を求める旨の情報公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。
- (3) 令和元年8月13日、実施機関は、本件情報公開請求に対し、その2の点については請求対象文書がないと判断した上で、公文書不存在決定処分（以下「本件公文書不存在決定」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書不存在決定通知書を送付した。
- (4) 令和元年10月9日、審査請求人は、条例第17条第1項の規定により、前項の処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

本件公文書不存在決定通知書によると、「広報うきは」は公文書に該当しないという判断だと思われる。そこで、「広報うきは」が公文書であるかどうかを明確にしてもらいたい。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、口頭意見陳述において、おおむね以下のよう説明している。

「広報うきは」は公文書に該当すると思われる。

第5 調査審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年11月29日 諮問書の受理

令和元年12月17日 審査庁からの意見聴取

令和2年1月30日 審査請求人からの意見聴取

同日 審査請求人実施機関への質問

令和2年1月30日 調査審議

第6 審議会の判断

審査請求人からの意見聴取の結果、審査請求人による本件審査請求の趣旨は、第3のとおり、「広報うきは」が公文書に該当するかどうかというものである。

確かに、本件情報公開請求において、同人が「広報うきは」が公文書でないとする根拠の説明を求めたところ、本件公文書不存在決定においては、本件記事の内容について裏付けとなる公文書は存在しないとの回答をしているが、「広報うきは」が公文書でないとする根拠の有無については何ら回答していない。

そこで、当審議会において検討するに、条例には公文書を定義する規定は存在しないものの、情報公開の対象とする情報については「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム、電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）及びその他の記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされていることからすると、実施機関の職員が職務上作成した文書は公文書に該当するというべきである。

そうすると、「広報うきは」は、実施機関の職員が市民への広報活動等のために作成している文書であるから公文書に該当するというべきである。

もっとも、審査請求人は、本件情報公開請求において、「広報うきは」が公文書でないとする根拠の説明を求めているところ、上述のとおり、「広報うきは」は公文書に該当するから、これが公文書でないという根拠は存在しないのであるから、結局、本件情報公開請求に対しては、改めて公文書不存在決定を行うべきである。

令和2年2月13日

うきは市情報公開・個人情報保護審議会